

議 会 だ よ り

おおやまざき



第 33 号

発 行

平成17年9月1日

編集・発行：大山崎町議会 〒 618-8501 京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字夏目 3 番地 ☎(075) 956-2101



京都第二外環状道路B区間の側道と町道東西線との交差点予定地
(今後、協議される予定の多目的広場)

町の
花／鳥／木



さくら



うぐいす



赤 松

主な内容

6 月定例会	2 P
9 議員が質問を展開	3 P
臨時会	8 P

平成17年6月

第二回定例会

第二回定例会は、六月七日から二十四日まで、十八日間の会期で開かれました。今定例会には町長から、二千五百七十四万四千円を追加して総額四十八億二千四百七十四万四千円とする平成十七年度一般会計補正予算案や情報公開条例の一部改正など計十一議案が提出されました。

人事案件については、開会初日に本会議で即決して同意し、その他の議案については、それぞれ関係委員会に付託して慎重に審査を行い、最終日の本会議で原案どおり可決・承認しました。

一般会計 補正予算など

11議案を可決・承認・同意



耐震補強工事が実施されている第二大山崎小学校管理棟

こんなことが決まりました

【承認した議案】

〔専決処分の承認〕

- ▼ 税条例の一部改正
- ▼ 消防団員等公務災害補償条例の一部改正
- ▼ 水害に係る事故の和解及び損害賠償の額の決定
- ▼ 平成16年度一般会計補正予算（第9号）
- ▼ 平成16年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- ▼ 平成16年度老人保健事業特別会計補正予算（第4号）

【原案可決した議案】

- ▼ 情報公開条例の一部改正
- ▼ 総合計画審議会条例の一部改正
- ▼ 非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正
- ▼ 平成17年度一般会計補正予算（第2号）

【同意した議案】

- ▼ 教育委員会委員の任命

【原案可決した意見書】

- ▼ 関係行政庁に対し人権侵害救済に関する法律の早期制定を求める意見書
- ▼ 小泉純一郎首相の靖国神社公式参拝中止を求める意見書

【採択とした陳情書】

- ▼ 5・6年生の児童保育への措置に関する陳情書

市政を問う

一般

質問

一部要旨

6月定例会では9議員が一般質問に立ち、当面する町の課題について、考えをいただきました。

質問と答弁の内容を要約し、お知らせします。

前川 光議員

Q 男女共同参画計画（みとめ愛プラン）について
A 個性を尊重し個人の能力を十分発揮できる社会の実現を目指す

問 男女共同参画計画の中に「男女共同参画意識」をチェックしてみましょう。続いて7つの質問があり、最後にあなたは“いいえ”がいくつもありましたか？とあります。これは“いいえ”の考えを持って下さいと言った意味に受け取れます。その中の質問の一つに「男の子は男らしく、女の子は女の子らしく育ってほしい。」とあり、これも“いいえ”が正解のようになっています。男の子は男らしく、女の子は女の子らしく育って育つてはだめと受け取れるが、行政は如何お考えですか。

答 男女共同参画計画は、男女に差があることを認めずに、人間を中性化するという考えでは決してありません。生物学的には男女に違いがあるということは当然として認めたいうえで、一人一人の個性を尊重し、お互い多様な選択を認め合い、性別にかかわらず、個人の能力を十分発揮できる社会の実現を目指すものであります。

《二つの駅前広場について》

問 (1)二つの駅前広場は朝夕など多くの車で大変混乱しています。早急に解決すべきだと思います。交通バリアフリー構

想の進展状況をお尋ねしたい。

(2)両駅前広場には町道が通っています。その上にバスの駐車場の白線（J R）、山荘バスの駐車線（阪急）が引かれています。経緯をお尋ねしたい。また、その町道に対する税務上の措置をお尋ねしたい。

答 (1)J R 山崎駅前付近には国宝及び重要な歴史文化施設に挟まれている形になっており、駅前広場の整備に当たっては用地の確保等を含め非常に困難な状況下にあると考えております。交通バリアフリー基本構想の策定にあたりましては、財源確保も重要な課題でありますので、既に鉄道事業者であるJ R 西日本、阪急電鉄と協議を進めているところであります。今年度中

問 (1)今回4月から課が室に係がグループになったが、何故か。新たな行政課題にいち早く把握し、時期を逸することのないよう、対応となっていますが、どう違うのか。(2)本来、監査室1名は室、広域道路対策室2名も室と、少数の担当を室として来たが、従って、人員の多い課

阪本 広議員

Q 町の組織改革について
A フラット化の導入により住民ニーズに効率よく対応できる組織

《天王山の森林整備について》

問 (1)平成15年法定外公共物

として、町民が森林浴を楽しめる散策コースとして宝寺から聖天さんまでの里道を竹の道として整備を提案させていただきましたが、その後のお考えは。

答 (1)「竹の道」としての整備につきましては、財政状況や幅員が狭いこと、また地権者の理解を得なければならぬことなどにより、今ただちに実施することは難しい状況であります。

《景観条例の検討について》

問 天王山ふもとの町道1号線沿いの開発が増え、普通の住宅街の道になってしまふことを憂います。画期的な法律景観法が施行され景観条例を検討されてはどうか。

答 天王山麓部の保全につきましては、今あります制限のもとに種々の施策を実施し、保全等を行ってまいりたい。景観条例につきましては、良好な景観の形成に関する啓発及び知識の普及等を踏まえた中で、住民の理解を深めていくよう調査・研究をしてまいりたいと考えております。

問 (1)今回4月から課が室に、係がグループになったが、何故か。新たな行政課題にいち早く把握し、時期を逸することのないよう、対応となっていますが、どう違うのか。(2)本来、監査室1名は室、広域道路対策室2名も室と、少数の担当を室として来たが、従って、人員の多い課

をグループに、人員の少ない所属を室に、むしろすべきではないかをお伺いします。従来の課、係のほうが良いと思います。(3)職員配置図が、まだできていませんので至急提出して下さい。

答 (1)フラット化の導入によりまして、意思決定の迅速化、総戦力化、責任の明確化及び権限の拡大、業務専門性の向上、縦割りの排除が図られ、組織の活性化はもとより、複雑・高度化する住民ニーズに効率よくスピーディに対応することが出来る組織となることを目指しているものであります。(2)従来の「課」を業務に応じて細分化し、明確な任務別・目的別に再編し

た「室」を置き、従来の「係制」を廃止し、新たにグループを設置したものであります。(3)異動後の職員配置図につきましては、作成しておりますので配付いたします。

《住民基本台帳閲覧について》

問 (1)最近の犯罪やストーカー事件、婦女暴行事件が多発し、これが基本台帳閲覧と関係があり、新聞誌上に於いても閲覧をやめるべき、との意見が出ていますが如何か。住民基本台帳法第11条第1項の改正を要望するとの関係をお尋ねします。(2)個人情報保護条例4月1日施行から見ても妥当と思いますが、如何か。

答 近年の状況を見ますと、閲覧制度は幅広く利用される一方、社会経済情勢の変化や個人情報保護に対する意識の変化からその見直しを求める意見が寄せられ、全国連合戸籍事務協議会からも総務省に対して住民基本台帳法第11条第1項の改正を要望しているところであります。総務省では、これらの社会情勢の変化を受けて、この4月に「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」を設置され、閲覧制度を存続させるべきか法律改正も含めて検討されているところであり、(2)本町におきましては、個人情報保護

条例が施行されたことを踏まえて、閲覧等の請求者に対しては、請求事由を厳格に審査するため、申請書類として、法人等の概要の分かる資料、事業者の対応の分かる資料、請求事由に係る調査や案内等の内容の分かる資料等の提出を求めて、事前に審査を行って実施をいたしております。

《一般競争入札の導入について》

問 指名競争入札を廃止することが必要と思うが如何か。

答 一般競争入札の問題点はいかに解決するか、国や京都府及び他市町の動向を見ながら、さらに検討を進めてまいりたいと考えているところであります。

《永福寺・白味才の遺跡について》

問 瓦窯跡発掘、6基が発見され、窯跡が国の指定を受け、買取保存し活用すると言われていますが町の方針は如何ですか。

答 国等の補助制度を受けながら、それらの遺跡を保存して行くことが一般的であり、教育委員会では、町と連携をしながら、大山崎瓦窯の重要性を考え、国・府の積極的な支援を要請する一方、地権者に対しても、協力要請を再三行うなど保存に向けた取り組みを行っているところであります。

立野 満代議員

Q 国の介護保険制度の見直しについて
A 改正後の実態を把握しつつ適切な是正を行う

問 (1)国の介護保険制度の見直しで軽度要介護者の介護サービスが制限されようとしているが、本人の要介護だけで判断するのではなく、家族がいつも介護できない実態など、現実を見て対応すべきではないかと考える。

答 (1)現時点では、介護保険制度の改革の全体像は示されているものの、不確定要素もあり、また不明な部分も多く、詳細につきましても、今後の政省令をまたなければならぬ状況にあります。軽度の要介護者の方々

に対するサービスを、より本人の自立支援に資するように改善する目的で創設された「新予防給付」の対象者は、原則として要支援または要介護1の方々のうち、「新予防給付の適切な利用が見込まれない状態像」を有する方々を除いた方々とすると言われております。また、対象者は、現行と同様に、介護認定審査会において選定するとされており、詳細が分からない段階でもあります。新予防給付は、軽度者の既存サービスのうち、一部の不適正なケースの適正化を目指すものであり、生活維持に必要なサービスにつきまして、導入後も引き続きサービスが受けられるものと理解しております。また、施設における食費、居住費用につきましては、在宅と同様、保険外とする見直しが予定されていますが、低所得者については、入居者負担が過重とならないよう、負担上限額を設定して補足給付が行われることになっております。改正後の実態を把握しつつ、必要があれば適切な是正を行うとされており、今回の改正により施設利用がでなくなる人がでるとは考えておりません。

(2)地域に高齢者が気軽に集える「場所」という視点では、老人福祉センター「長寿苑」や社会福祉協議会が町内各所で実施している「いきいきサロン」が、その役割を果たしていると考えておりますが、今後は、個人宅を活用して実施する「地域ふれあい」の積極的な推進を町社会福祉協議会において計画されておられますので、高齢者が気軽に集える場として町社会福祉協議会との連携を深めながら、その充実を図ってまいりたいと考えております。

《小・中学校に専任の図書館司書配置の復活を》

問 小・中学校に専任の図書館司書配置の復活を是非ともしていただきたいのですが、どのようにお考えでしょうか。

答 司書教諭が専任として配置できる制度にはなっておりませんが、各学校の司書教諭が司書として活動ができるよう校務分掌により配慮する中で、その教諭を中心として、平成16年3月に策定されております「京都府こどもの読書活動推進計画」に準じて、読書活動及び図書室のより一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

山本芳弘議員

Q 中学校の移転補償問題について A 現物補償・中学校補償協議を最優先に協議

問 (1)現時点での中学校移転補償問題についての現状をお聞きしたい。(2)今までの町長の姿勢、「現物補償を受ける、一部移転方式ではなく全面的に再構築をする方式、この再構築の問題が解決しない限り、第二外環のB区間の協議を行わない」、この3点の町長の姿勢について、現時点で変わりが無いか、お聞きしたい。

答 町は、道路事業者に対し、早期の補償提示を求めてまいりました。しかし、公共事業における補償額算定方法につきましては、度重なる不祥事等により、慎重な対応が求められる事になった為、再度、測量調査の必要があるとの申し入れがあり、受け入れをいたしました。この度、施行区分が明らかになり、施行担当が日本道路公団及び京都府に決定したことから、事業者から補償提示に入る前に現段階としての調整が必要であるとの申し出があり、事務段階での説明を受けたところであります。(2)現段階での大山崎町と道路事業者との協議では、現物補償により中学校の東側に再構築をするという事で協議を進めているところであり、この方針に基づ

き、引き続き、当面は事務段階での調整を行い、事業者に対して早期の補償提示を求めてまいりたいと考えております。また、中学校の補償協議を最優先に協議する方針につきましても、従前どおりの考え方で進めてまい

る所存であります。

《障害》児の5年生以上の留守家庭問題について

問 (1)5年生に進級したことにより、学童保育を利用できなくなった「障害」児の4月・5月の状況を、どのように把握しておられるか。(2)3月議会において採択された請願項目の「協議機関を設定して『個々の障害児について、小学5年次以降の平日の放課後をどのように保障するか』を検討してください」について、現段階でのお考えをお聞きする。

答 (1)留守家庭児童会に4年生まで通所し、5年生に進級の児童は2人あり、これらの児童につきましましては、4月から福祉制度として「支援費制度の児童居宅生活支援事業」を受けておられます。また、1名の児童の保護者から「学童を拠点として利用できないか」との要望があり、検討しました結果、留守家

庭児童会の指導員が保育することではできませんが、当該児童の安全が確保される付添い人が付かれた場合には、留守家庭児童会を「遊びの場」として利用されることに同意させていただいておられるところであり、もう1人の保護者にも同じ内容をお伝えしております。4月・5月に

江下伝明議員

Q 水辺に親しむ親子水散歩道の提案 A 関係機関との調整の中で検討していきたい

問 水辺に親しむ散歩道を望む。

答 関係機関との調整が大変必要であり、その中で提案して、検討していただけるような雰囲気づくりに努めてまいりたい。

《京都第二外環状道路の測道について》

問 (1)町内道路への入込み車両が非常に増えている。その対策は。(2)東西線と測道の交差点の検討は。(3)多目的広場の代替地はどこに求めるのか。

答 (1)道路の交通規制、交通の分散化を図る、また京都第二外環状道路B区間の測道協議の中でも、検討してまいりたい。(2)詳細な検討については、事業者からの図面提示によることになり、具体的な検討等

留守家庭児童会を「遊びの場」として利用されたのは、1名の児童は多く利用されています、もう1名の児童は利用されていません。利用されている時の様子等につきましては、指導員より報告を受け、実態の把握に努めているところであります。(2)現在、向日市・長岡京市の留守家庭児童会の現状や向日が丘養護学校での児童の様子等を再確認する作業を実施すると共に、

福祉部と連携を図りながら検討を行っているところであります。現時点におきましては、大山崎町留守家庭児童会育成事業運営要綱に基づき「大山崎町留守家庭児童会育成事業運営協議会」を開催する準備を進めているところであり、その協議会におきまして障害のある5・6年生の受け入れ等の問題についても検討してまいりたいと考えております。

は、まだ実施していない。(3)代替地の機能の一つであります軽スポーツ広場としての役割を協議中の名神高架下に求め、体育館の駐車場としての機能を代替地用地の残地等に求めていく考えであります。

《町主催のフェンシング大会について》

問 スポーツ拠点作り推進事業とフェンシング大会のかかわりは何か。

答 西日本フェンシング大会・大山崎町長杯少年フェンシング大会は少年大会としては全国一の大会である。このような経過から今回の拠点づくり推進事業の趣旨に合致することから指定を受けるべく、申請をしたものであります。

《次世代育成支援、地域行動計画について》

問 (1)「保育所」では急病に対する体制作りを望む。(2)「学童保育」では障害児保育1〜6年を望む。

答 (1)保護者の急用や病気等



に対応する一時保育などにつきまして保育所の受け入れ態勢を含め検討してまいりたい。(2)

5・6年生の障害のある児童の受け入れは「大山崎町留守家庭児童会育成事業運営協議会」におきまして、検討してまいりたい。

《名神高架下の空き地利用について》

問 本町が使用可能な時期の見通しは。

答 時期を明確に申し上げることはできませんが、早い時期に占用できるよう努力してまいりたい。

《水道事業について》

問 値上げ時の町長公約の進捗状況は如何に。

答 府営水道の受水費等の軽減の取り組みにつきましては、厳しい経営状況を訴え、受水費等の軽減の要請を2市1町で行ってまいりたい。企業関係の取り組みにつきましても、地下水汲み上げの抑制と上下水道への転換を再度要請いたしました。地下水保全と協力金の取り組みは、現在企業にご協力いただける方法等を検討している。広域化についての取り組みにつきましては、新たに調査会を設けるなど、健全化3項目の実現に向けて調査・検討を行っているところでありま。

北村吉史議員

Q 住民参加型のコミュニティバス路線の構築について
A 町内巡回バス運行については多方面から検討

問 (1)京都伏見区醍醐コミュニティバス、亀岡コミュニティバス、試運転中の精華コミュニティバス等、様々な運営形態があるが、本町として阪急新駅を見据えた路線計画が必要と思うが、いかがか。(2)新しい町づくり、高齢者に配慮した計画が必要では。(3)前述の1市、1町は民間バス会社に対する委託形式、1区はNPO法人による自主運営である。行政が少しの支援と法的な指導、アイデアで既存の機関やNPOを育成すれば、本町においてもその実現が可能ではないでしょうか。

答 町の各公共施設等へのアクセスにつきましては、必ずしも十分であるとは考えておりません。特に、高齢者や障害者など、配慮を要する方の足の確保につきましては、従前から検討いたしておりますが、直営又は民間委託ともに多額の費用を要するため、実現に至っておりません。財政面からは大変厳しい状況ではありますが、町政の重要課題の一つであると認識しておりますので、行財政改革プランの実施計画におきまして、住民サービスの更なる向上を図るため、町内巡回バス運行につ

ては、改めて多方面から検討するよう指示をいたしております。地域事情が異なりますので、広く各地の事例等を十分調査研究のうえ、本町に見合った形での導入が可能かどうかを今後研究してまいりたい。

《町の居場所について》

問 地域の子ども達と関わりが最も深い団体の一つとしてはスポーツ少年団であると考えますが、月1〜2回程度はこの団体との交流を持つべきと考えるのがいかがか。

答 町スポーツ少年団本部におかれましては、目的・年間計画等を作成して、計画的に活動を実施しておりますので、交流ができるかどうか協議してまいりたい。

《自動車放置及び廃棄車両禁止条例》

例

問 (1)現状の茶屋前地区を町としていかがお考えか。(2)将来この条例を制定しておかないと河川敷等の目の届きにくい場所が放置車両であふれるのではな

いか。(3)条例制定について議員提案も考えております。

答 (1)現在、3台の車両が放置されておりますが、警察署との協議においては廃棄車両に該当いたしませんので、これから向日町警察署と連絡を密にし、協力して所有者に撤去指導をおこなっていくとともに、迷惑駐車や放置車両への対応に努めているところでありま。茶屋前地区につきましては、これから歩道整備工事にあわせて対応

安田久美子議員

Q 町民アンケート結果に基づいてこれからの街づくりについて
A 調和の取れた「まちづくり」を目指した計画を策定

問 (1)第2期基本計画策定にむけておこなった「町民アンケート」の結果から町として何をくみ取ったか。(2)回答からみて自然の豊かさ美しい生活環境、公害対策、天王山・河川の保護を住民は望んでいます。町は人口フレーム2万人をかけた実現させるためには、高さ制限の見

直し、田畑の宅地化などとする計画などかかっているが自然環境保全を願う住民の声はどの様に実現させようと考えているのか。(3)天王山の保全、聴竹居、瓦窯遺跡の保全、ヒメボタル、カヤネズミなど稀少動植物を守ることや、サントリーの宣伝でも有名になった、西山・天王山

の地下水を住民にもどすことなどを中心とした街づくりをすすめることが住民の定住志向を促し、住み続けたい町へとつながると思いますがどう考えるのか。(4)インター・R478開通後、安全、環境保全等は悪化している。生活道路への車の侵入対策として第2外環側道が位置づけ



大山崎茶屋前地区

られているが、これも住民生活、学校教育に深刻な影響を及ぼすことは間違いありません。特に中学校について環境、安全面からいっても特別の対策が必要で、教育環境が充分守れる対策を国交省と話し合うべきと思いますがどうか。(5)生活道路への車の侵入対策は街づくりとついで大きな影響があることから①生活道路と通過交通の役割を分担する道路構造にすべきと思うがどうか。②下団は、時間的交

通規制を考えるべきだがどうか。③測道から国道への車の誘導策はどの様に考えているのか。
答 (1)今回の調査結果におきまして、満足率と町の住みよさの影響度の強さから見ると、「町の住みよさの改善」についての効果が判断できる課題は、「日常の買物の便」「医療機関等への交通の便」を改善することで、次いで「周辺や町中心への道路整備」「住宅周辺の緑地や公園」「住宅周辺の美しさ・清潔さ」「バスの交通の便」「防犯等の安全さ」などを改善することであると、読み取れるものと考えます。(2)「自然環境の保全」と「三世代が心地よく居住できる市街地の整備」という課題を、住民が実感する「住みよさ」において、満足度を向上させながら、調和の取れた「まちづくり」を

目指した計画を策定してまいり考えである。(3)住民の目線にたつて、「住みよさの向上」に繋がる各種施策の実行に努めてまいり所存であります。(4)良好な教育環境を守る観点から、町は、校舎等を自動車専用道路、測道から出来るだけ離すとの考えに基づき、中学校を東側に再構築することを前提に、道路事業者に補償提示をもとめているところであります。安全面では、通学路、防犯、工事施工時等に対する安全対策が必要であり、道路構造協議、補償協議の中で、検討、確認、要望をしまいたい。(5)①国道171号の渋滞緩和対策についての協議を開始されており、その調査後、B区間供用までの対策等を協議することになっております。道路交

通規制につきましては今後、道路管理者の対策を踏まえ、協議を進めてまいりたい。②交通規制をかける場合は、周辺一帯の合意形成が必要であるとの向日町警察署の見解であり、現状では規制は難しい。通過交通対策については今後も推移を見ながら対応してまいりたい。③測道からボックスカルバートにつなげ、現在の府道下植野大山崎線を経て、国道171号へ誘導することと町は考えており、そのように協議を進めてまいりたい。

問 現在、旧庁舎前にある、阪急バス「役場前」停留所を新庁舎側に移転する件について、進捗状況はどうなっていますか。また、この件の解決について、役場がこれまで行った取り組みについてお答えください。
答 平成8年に阪急バスからダイヤ改正に伴い路線バスを廃止したいとの申し出があり、町は住民の足を確保すべく、現状を継続を要望し、阪急バスと協議を重ねました。バス路線の減便という形で決着しました。現在の利用者のご意見もあり、新庁舎前にバス停留所を移設すれば、バス停留所までの距離が遠くなり、不便をきたすものと考えております。平成17年度から平成20年度までの4カ年計画で、旧庁舎前から府道下植野大山崎線交差点までの府道を拡幅する計画があり、工事に際しては、停

留所を一時的に移設することを阪急バス等と協議する必要が生じますので、その時点で慎重に協議をしまいたい。
 問 情報化計画に基づいて、町は入札等の電子申請システムに移行しています。システムの利用状況はどうなっていますか。また、稼動した結果、町内の業者には、どのようなメリットが生じたか、考えていますか。町の評価をお答えください。
答 将来の電子入札を念頭に置き、平成16年10月から、①多様な入札方式の実施、②郵便入札の実施、③予定価格及び最低価格の事前公表、④ホームページを活用した入札情報の公表拡大的試行を実施しているところであり、昨年10月から本年5月末まで、7件で、その参加業者数は48社でした。ホームページを活用した「郵便入札」方式では従来の指名競争入札と比べ、①発注工事の内容や規模を掲載して公告するので、工事参加希望者の意思が反映できること。②入札書の郵送期限後に参加希望者を発表するため、公正な競争入札ができること、などが主

渋谷

進議員

Q 阪急バス「役場前」停留所について
 A 府道拡幅計画において再度協議

《入札等の電子申請について》

問 情報化計画に基づいて、町は入札等の電子申請システムに移行しています。システムの利用状況はどうなっていますか。また、稼動した結果、町内の業者には、どのようなメリットが生じたか、考えていますか。町の評価をお答えください。

問 町民の現在の状況にあわせて、なおかつ、町民のIT能力を高めるといふことも当然町の情報化計画の重要な課題ではないかと思うんですけども、ITを使いこなせない、そういう町民に対する配慮、これがITの運営上どうしても重要な課題として出てくるのでは、もう少し、IT能力に関して配慮を要する町民の皆さんに対する目線といたしたいと思うんですが、いかがですか。

堀内 康吉議員

Q 学童保育への障害児5・6年生受け入れについて
A 大山崎町留守家庭児童会育成事業運営協議会で検討

問 (1) 障害の特性によっては「学童になじまない」との理由があったが、それならば現在措置されている4年生までの学童保育障害児受け入れについては、どう考えているのか。(2) 措置されなかった障害を持つ児童や保護者の実態についてどのように認識されているか。また、それはどのような手法で把握されているか。(3) 児童や保護者の現状から、児童福祉法とそれに基づく学童保育事業、その措置基準からも障害児童にふさわしい放課後対策は、受け入れるところから始めるべきではないか。(4) 受け入れできない理由のひとつに財政問題があるようだが、他の制度を活用しても町の支出に変わりが無いのではないか。支援費制度活用による町財政支出と5・6年生受け入れによる財政支出については、検討されてきたか。(5) 「検討機関」の設置については、まずは庁舎内部で検討したいとのことでしたが、検討の結果はどのようなものか。また、請願書が求めた「検討機関」の必要性について、現在はどうのようにお考えか。

答 (1) 現在4名の臨時指導員を加配し、保護者の方の協力を

得ながら安心・安全な保育環境の確保に努めているところであり、常に学校と児童に関する情報交換を密にしながら保育しているのが現状です。(2) 留守家庭児童会を「遊びの場」として利用されている児童につきましては、その様子等を指導員より報告を受け、実態把握に努めております。また、保護者の思いにつきましては、5・6年生も学童で保育してほしい強い思いを持っておられると認識いたしております。(3) 5・6年生の障害のある児童の受け入れには、安心・安全な保育環境を確保することが必要であると考えております。(4) 支援費制度を活用した場合、一人当たり月額で概ね20万円程度、年額240万円となり町財政支出は60万円が必要になる見込み。臨時指導員の勤務体制から算出しますと年額120〜130万円となります。これに障害児受け入れ加算額として基本額68万9千円に対して国・府から3分の2補助される場合があります。現在、児童の様子等を再確認する作業を実施すると共に、福祉部と連携を図りながら検討を行っているところであり、現時点におきましては、

「大山崎町留守家庭児童会育成事業運営協議会」を開催する準備を進めているところであり、その協議会におきまして受け入れ等の問題についても検討してまいりたい。

問 現状の進捗状況をどう把握しているか。住民要求を基本とした町の基本的な考えを示す時期にきているのではないか。

答 具体的な議論の進展はありませんが、大山崎町といまして、これまで「円明寺地区」に新駅を設置するよう総合計画でも織り込み、また、阪急電鉄に要望してきた経過もありますので、今後その実現に向けて議論に参画をしてまいりたい。

問 フロアマネージャー制度導入は、我々が提案してきた総合窓口の設置と合致した部分もあるが、現時点での庁舎総合案内についてどう評価されているのか。

答 来庁された方から非常に良い評価を受けていると認識しております。今後も継続して、この事業を実施してまいりたいと考えております。

平成17年7月 第一回臨時議会

平成17年第1回臨時会は、7月27日の1日間の会期で開かれました。

この臨時会には、「一般会計補正予算の専決処分承認を求めること」、及び「大山崎町立第二大山崎小学校管理棟耐震補強工事請負契約」についての2議案が提出されました。

議案についてはそれぞれ関係委員会に付託して慎重に審査を行い、同日の本会議においてそれぞれ原案のとおり承認・可決しました。

9月定例会の日程(予定)	
8/31	開会
9/8	本会議(一般質問)
9/9	本会議(一般質問)
9/12	決算特別委員会
9/13	決算特別委員会
9/14	決算特別委員会
9/15	総務常任委員会
9/16	建設上下水常任委員会 文教厚生常任委員会
9/20	広域道路及び環境対策特別委員会
9/21	水資源対策特別委員会 中学校移転対策特別委員会
9/22	閉会

主な内容は、「一般会計補正予算の専決処分の承認」については、法人町民税の確定申告等に伴う過誤納金及び還付加算金、及びそれに伴う歳入の増額補正としてそれぞれ五千二百万円を計上し、一般会計予算総額四十八億七千六百七十四万四千円とするものです。

また、「大山崎町立第二大山崎小学校管理棟耐震補強工事」については、7月15日に指名競争入札に付した請負契約を締結するため、条例の規定により議会の議決を求めるものです。

議会を傍聴しましょう

※詳しくは大山崎町議会事務局へお問い合わせ下さい。
電話 (956) 2101